

令和8年度【令和7年(2025年)分】**市民税
県民税** 申告書の提出について

たの令和7年1月1日から12月31日までの収入に対する申告です。

度【令和7年（2025年）中の所得】申告については、本市から送付する市民税・県民税申告書に同封している返信用封筒にて、原則郵送での
ております。その際は、添付資料を基に税額の計算を行いますので、資料の添付漏れにはご注意ください。
は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印及び市からの返送が必要な場合は、市からの送付に使用する返信用封筒を同封してください。
封筒には、あて先・あて名を記入し、切手を貼って送付してください。
得ず、対面での申告相談を希望する方は、下記日程表のとおり、各区1箇所会場を設けますのでお越しください。都合がつかない場合は、いずれ
も申告受付・相談ができます。なお、混雑緩和のため、事前に申告書への記入をお願いします。

ア 分離課税に関する事項													
所得の種類	所得の生ずる場所	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 差引金額(A)-(B)	(D) 特別控除額	(E) 所得金額(C)-(D)							
イ 給与所得の内訳													
日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。													
□ 扶養控除追加記入欄													
※別居の扶養親族を再掲する場合、氏名と住所をご記入ください。													
月 1 2 3 4	目 紙	勤務日数	月 収	フリガナ	生年月日 明・大 昭・平・令	年 月 日	身体・精神・療育(級)・認定(特・普)						
	氏名	統柄	同居・別居	<input type="checkbox"/> 国外居住(配偶者・30歳未満又は70歳以上・留学・障害者・38万円以上の支払)									
	住所						個人番号						
5 6 7	フリガナ	生年月日 明・大 昭・平・令	年 月 日	身体・精神・療育(級)・認定(特・普)									
	氏名	統柄	同居・別居	<input type="checkbox"/> 国外居住(配偶者・30歳未満又は70歳以上・留学・障害者・38万円以上の支払)									
	住所						個人番号						
□ 所得金額調整控除に関する事項													
8 9 10	フリガナ	統柄	特別障害者に該当する場合			級度	別居の場合の住所						
	氏名	生年 月日 明・大・昭 平・令	年 月 日	個人番号									
□ 配当所得に関する事項													
11 12 賞与等 合計	配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費								
□ 寄附金に関する事項													
11 12 賞与等 合計	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	寄附先名称	熊本市			金額	10,000						
	条例	熊本市	寄附先名称	熊本市社会福祉協議会			金額	10,000					
	指定分	熊本県	寄附先名称	熊本市社会福祉協議会			金額	10,000					
熊本県共同募金会分・日本熊本県支部分・ 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)													
■ 通信欄 合和7年中に所得がなかった方は、この欄に合和7年中の生活状況などを記入してください。													
1 次の者(単身赴任者含む。)から扶養又は援助(仕送り)を受けていた。													
法人番号又は 所在地													
勤務先名称													
電話番号													
3 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。													
期間 年 月 日 ~ 年 月 日													
現在受給中													

事業・不動産所得に関する事項		【所得の種類(営業) 屋号(手取商店) 所得の生ずる場所(熊本市中央区手取本町1番1号)】	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
売 上 金 額 ①	2,168,042	減 債 償 却 費 ⑯	475,000
売 上 原 価		雇 人 費 ⑰	
期 首 た な 卸 高 ②		利 子 割 引 料 ⑰	15,000
仕 入 金 額 ③		地 代・家 貨 ⑱	150,000
期 末 た な 卸 高 ④		消 耗 品 費 ⑲	
差 引 原 価(②+③-④) ⑤		⑳	
差 引 金 額 ⑥	2,168,042	㉑	
必 要 経 費		㉒	
租 稅 公 課 ⑦	20,000	㉓	
水 道・光 热 費 ⑧	78,335	㉔	
旅 費・交 通 費 ⑨	40,000	㉕	
通 信 費 ⑩	10,300	㉖	
広 告・宣伝費 ⑪		㉗ ~ ㉘ 経費合計	861,990
接 待・交際費 ⑫	38,355	㉙ 専従者控除	870,700
損 害 保 険 料 ⑬		㉚ - ㉛ - ㉜	
修 繕 費 ⑭	35,000	㉝ 所得金額	435,352

※①を表面④の収入金額へ、「⑤ + ㉖」を表面⑥必要経費欄へご記入ください。

種 類	1 件 当たり の 月 収	貸 付 件 数	貸 付 月 数	年 間 の 収 入 金 額
家 貸 地 代 収 入				
家 貸 地 代				
家 貸 地 代				
権 利 金 等				

専 従 者	氏名・フリガナ		続柄	生年月日		専従月数	専従者控除額					
			個人番号									
一 人 目	クマモト	ハナコ	子	明・大	56.8.7	12	435,350					
	熊本	花子		平・令								
二 人 目	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7
	クマモト	ヨウコ	子	明・大	58.8.8	12	435,350					
	熊本	葉子		平・令								
青 色 申 告 別 標 題			専従者給与(控除)額の合計額				870,700					

雇 人 費	氏 名	住 所	支 払 金 額

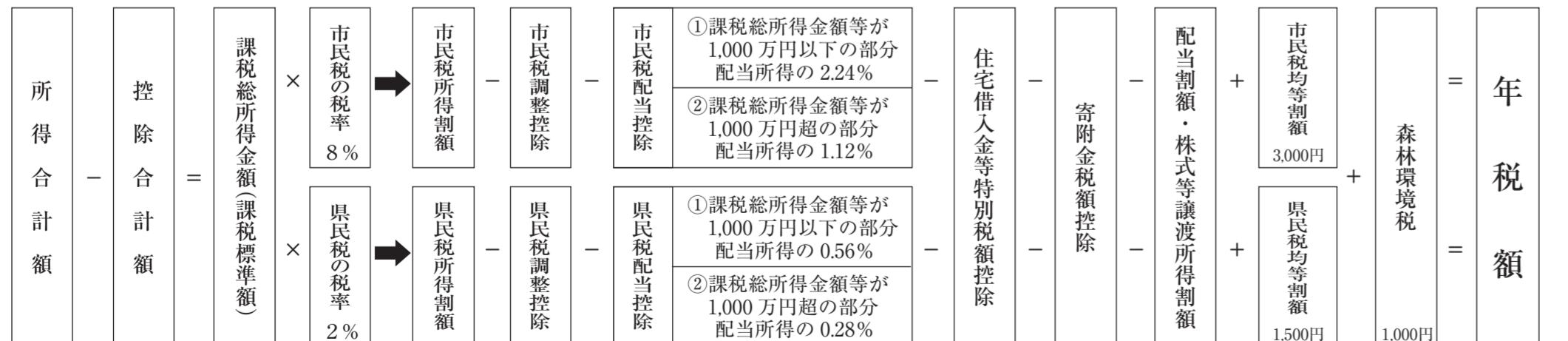
※専従者や雇人がいる場合は給与支払報告書の提出もお願いします。

● 減 債 償 却 費 の 計 算 標	資 産 の 種 類	取 得 年 月	① 取 得 価 格	② 債 却 の 基 礎 金 額	耐 用 年 数	③ 債 却 率	④ 債 却 期 間	⑤ 債 却 額 ②×③×④	⑥ 事 業 専 用 割 合	⑦ 必 要 経 費 算 入 額 ⑤×⑥	未 債 却 残 高
	貨 物 車	R2 年 3 月	2,000,000	2,000,000	5 年	0.2	12 / 12 月	400,000	100 %	400,000	66,667
	軽 自 動 車	R6 年 4 月	800,000	800,000	4 年	0.25	9 / 12 月	150,000	50 %	75,000	650,000

※必要経費算入額の合計を⑯へご記入ください。

事業・不動産に関する事項	租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です（固定資産税、自動車税など）。住民税、所得税は含みません。	必要経費は、事業に使用したもので、家庭で支出したものは含みません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。	〔専従者控除額の計算式〕 専従者控除前所得 $(⑥ - ②5) \div (専従者人数 + 1)$ ※上限額は配偶者 86 万円、その他 50 万円になります。
事業・不動産所得の収入、支出の内訳を記入します。（平成 26 年 1 月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。）			減価償却は購入日が平成 19 年 3 月 31 日以前か平成 19 年 4 月 1 日以降かで計算が異なります。平成 19 年 3 月 31 日以前は、旧定額法及び均等償却します。平成 19 年 4 月 1 日以降は、定額法で償却します。詳しくは市民税課へお尋ねください。

◎市民税・県民税・森林環境税の計算方法



非課税の所得基準

- [1] 所得割・均等割・森林環境税非課税対象者

 - ア 令和8年(2026年)1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - イ ひとり親、寡婦、障害者、未成年人者で令和7年(2025年)中の合計所得金額が135万円以下の人
 - ウ 令和7年(2025年)中の合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円
(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合も加算)

[2] 所得割非課税対象者

令和7年(2025年)中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合も加算)

※[1] 及び [2] の扶養親族は年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ります。

申告が必要な方

令和8年（2026年）1月1日現在、本市に住所がある方で令和7年（2025年）中の収入状況等が次に該当する方

- ・営業、農業、不動産、配当などの収入があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・退職し、再就職していない方（年末調整が済んでいない方）
- ・公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- ・世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・収入がなかった方（本市に住所がある親族に扶養されている方を除く）

申告の必要がない方

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
- ・収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- ・収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
- ・収入がなく、本市に住所がある親族に扶養されている方

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、下の日程表の○印がついている会場において、還付申告のみ受け付けます。

次の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場での申告をお願いします。

- 営業等、農業、不動産所得のある方
- 所得税の納付が必要な方
- 譲渡（土地、建物、株式等の売却）所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告（準確定申告）をする方
- 令和6年（2024年）分以前の申告をする方
- 雑損控除を受ける方で計算書がない方

税務署が設ける確定申告相談会場について

会場：【中央区、西区、南区、北区の方】熊本城ホール 1階 展示ホールA / 【東区の方】熊本東税務署1階
開設期間：2月16日（月）から3月16日（月）まで（土日祝日を除きます。ただし、3月1日（日）は開設します。）
受付時間：午前9時から午後4時まで（熊本東税務署は午後3時まで）（オンラインでの事前予約があります。）
当日分は入場整理券の配布がなくなり次第、受付を終了する場合があります。
※確定申告に関する詳細については国税庁HP(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

8年度【令和7年(2025年)分】市民税・県民税申告相談日程表

※会場への入場・番号札の配付は、午前9時からを予定していますが、状況によっては早めに受付を開始することもありますので、ご了承ください。

※各会場の午前中に受付する定員数は80名となります。定員数を超えた場合は、午後からの受付となります。

※前年度からの変更点

お願い

- 会場内の入場制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。
- ※上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出向するため、市民税課・各区役所税務室窓口では受付・相談はご遠慮ください。上記の各会場で申告・相談をお願いします。
- 交通事情等により、指定の会場及び期日での申告が困難な方は、他区の会場及び校区日でも申告できます。ただし、中央区、東区の会場では確定申告の受付はできませんのでご注意ください。
- 駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。
- 医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収証などの合計は、事前に計算してお越しください。

※表中「確定申告」の欄に「×」のついた会場では、確定申告の受付はできません。
※例年、午前中は大変混み合います。14時以降にお越しくださいと、比較的待たずに受付ができる場合があります。

合せ先】市民税課（☎096-328-2183）※市民税・県民税申告についてのお問い合わせは各会場や各区税務室ではお答えできませんのでご注意ください。

